

平成22年7月30日

様

文京区企画政策部広報課長 内野 陽

「文京区情報公開制度の運営に関する疑問と建議のお願い」
について（回答）

平成22年6月2日付けでご提出いただいた「文京区情報公開制度の運営に関する疑問と建議のお願い」及び6月11日付けでご提出いただいた「「建議のお願い」不受理の通知に関する申入書」の取扱について回答いたします。

上記文書におけるご要望の点については、第三者機関である文京区情報公開及び個人情報保護審査会が個々の案件について、個別具体的に審査する内容に当たるものと考えます。従いまして、ご提出いただいた文書については、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第2項の建議の対象には当たりませんので、審議会としてお申し出の趣旨について対応することはできません。

次に制度運営が適切に実施されているかどうかについてご説明いたします。本区においては、条例や規則の解釈や手続方法について事務要領を作成し、全庁的に諸手続きが条例の趣旨に基づき適切かつ統一的に実施されるよう努めています。また、制度の実施状況（情報公開等の請求内容や個人情報の取扱状況）を毎年運営審議会に報告し、頂いたご意見を制度に反映させることとしております。

こうした取組を行うことで、制度が形骸化することのないよう、実質的内容を伴う制度運営に努めておりますので、どうかご理解の程お願いいたします。

<担当>

文京区企画政策部広報課

行政情報担当 多田

電話 03-5803-1381